

Q I A J	技 術 基 準	QIAJ-A-001
	技術基準票作成ガイダンス	2010-08, E1
		技 術 委 員 会

General guidance of QIAJ Technical Standards

2010年 8月 25日 制定

日本水晶デバイス工業会

本基準は、工業所有権(特許、実用新案その他)に関する抵触の有無に関係なく制定されています。

従って本基準の発行者は、工業所有権に関する責任は一切負いません。

(非売品)

## 技 術 基 準

技術基準票作成ガイダンス  
QIAJ-A-001:2010-08,E1

(禁無断転載)

発 行 2010年 8月 初 版

日本水晶デバイス工業会

〒160-0022

東京都新宿区新宿2丁目5番10号 (成信ビル10階)

TEL (03) 5379-2921

URL [www.qiaj.jp/](http://www.qiaj.jp/)

E-mail [device@qiaj.jp](mailto:device@qiaj.jp)

編 集 日本水晶デバイス工業会 技術委員会

## 目次

	ページ
序文 .....	1
1 適用範囲 .....	1
2 引用規格 .....	1
3 用語及び定義 .....	1
4 一般的原則 .....	3
4.1 規格の制定 .....	3
4.2 規格の種別 .....	3
4.3 規格の改訂 .....	3
4.4 規格の廃止 .....	3
5 規格の番号構成 .....	4
5.1 規格の番号構成 .....	4
5.2 追補の番号構成 .....	4
6 規格の構成 .....	4
6.1 規格の構成要素 .....	4
6.2 序文 .....	5
6.3 適用範囲 .....	5
6.4 用語及び定義 .....	5
6.5 附属書 .....	5
6.6 解説 .....	5
7 文章の組成 .....	6
7.1 章 .....	6
7.2 箇条 .....	6
7.3 段落 .....	6
7.4 細別 .....	6
7.5 図 .....	7
7.6 表 .....	7
7.7 引用符号 .....	7
8 規格票の大きさ及びその体裁 .....	7
附属書 A(参考) QIAJ 技術基準の制定及び改訂状況一覧表 .....	8
附属書 B(参考) 規格票の大きさ及びその体裁 .....	11
解説 .....	15

	ページ
表 1 規格(技術基準)の種別 .....	3
表 2 規格の構成要素 .....	4
表 3 文章の区分け .....	6
表 A.1 QIAJ 技術基準の制定及び改訂(改正)状況一覧表 .....	8
表 A.2 プロジェクトの段階とその関係文書 .....	9
表 A.3 廃版の履歴 .....	10
図 1 平面図の例 .....	7
図 A.1 IEC の標準化作業フローチャート .....	9
図 B.1 字配り .....	12
解説図 1 表紙の例 .....	17

# 技術基準票作成ガイドンス

## General guidance of QIAJ Technical Standards

### 序文

この規格は、技術基準の作成基準及び様式等を規定することによって、各技術基準の作成様式の統一や作成能率の向上を目的としている。

### 1 適用範囲

この技術基準は、日本水晶デバイス工業会で制定する技術基準(以下、規格という)の制定及び改訂の方法、文書構成、表現形式について規定する。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、規格の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS C 0617シリーズ 電気用図記号

JIS Z 8201 数学記号

JIS Z 8202シリーズ 量及び単位

JIS Z 8203 国際単位系(SI)及びその使い方

**関連規格** この規格に関連する補足情報の詳細は、JIS Z 8301(規格票の様式及び作成方法)の規定を参照する。

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

#### 3.1

##### 規格の名称

個々の規格に付ける表題。規格番号の付け方は、箇条5の“規格の番号構成”に示す。

#### 3.2

##### 本体

規定要素を記述した部分[附属書(規定)を除く]。

#### 3.3

##### 附属書(規定)

内容としては、規格の本体に含める事柄であるが、規格の構成上、特に取り出して本体に準じてまとめるものを附属書(規定)[Annex(normative)]という。

#### 3.4

##### 追補(amendment)

規格に記載された一部の規定要素を改正(追加又は削除を含む)するために、規格の全体改正と同じ手順を経て制定発行されるもので、改正内容だけを記述した規格票をいう。追補の発行によ

り、改訂された規定要素はすでに発行されている該当規格の内容に優先する。

### 3.5

#### 参考

本体及び附属書(規定)の規定内容に関連する事柄を補足するもので、本文中に記載する“参考”と、本体及び附属書とは分離してまとめて記載する“附属書(参考)”とがある。

いずれも規定の一部ではなく、参考にすぎない。

### 3.6

#### 解説

本体及び附属書(規定)に規定した事柄、附属書(参考)に規定した事柄、並びにこれらに関連した事柄を説明するもので、規定の一部ではない。

### 3.7

#### 箇条

本体及び附属書(規定)の構成部分となっている個々の独立した規定であって、本章、図、表、式などで組み立てて、それぞれ一つのまとまった要求事項などを表すもの。

### 3.8

#### 本文

箇条の構成部分の主体となる文章。

### 3.9

#### 注

本文、図、表などの中の一部の事項に注符号を付け、その事項を補足する内容を取り出して別に記載するもの。

### 3.10

#### 注記

本文、図、表などの内容に関連する事柄を別に記載し補足するもので、規定の一部ではない。

### 3.11

#### 例

本文、注、注記、図、表などに示す事柄の理解を助けるための例示。

### 3.12

#### 引用規格

ある規格が、その規定の一部を構成するために引用する規格など。単に出所や根拠などの情報として参照することを示した規格・文書は、引用規格ではない。

### 3.13

#### 国際規格

ISO(International Organization for Standardization :国際標準化機構)やIEC(International Electrotechnical Commission:国際電気標準会議)が発行した規格。

## 3.14

## 関連規格

ある規格を適用するにあたり、参照したほうがよい規格(国際規格、国家規格、団体規格など)。

## 3.15

## 製品規格

鉱工業品の要求事項について規定する規格。

## 4 一般的原則

## 4.1 規格の制定

技術委員会で、必要と判断した内容を審議・検討の上、理事会の承認により制定することができる。

- a) 国際規格などに制定されていないがQIAJとしては標準化が必要と思われるもの。
- b) 国際規格(IEC規格)への提案の前段階として作成するもの。
- c) 国際規格(IEC規格)はあるが、JIS規格となっていないもの。
- d) その他

## 4.2 規格の種別

規格は表1に示すものについて作成することができる。

表1 規格(技術基準)の種別

	種別	内容	区分記号
1	技術基準自体に関する事項	一般的規則、様式など	A
2	技術規格	IEC規格、JIS規格に準ずるもの	B
3	技術ガイドまたはガイダンス	指針、案内書等	B

## 4.3 規格の改訂

規格は、必要に応じて随時改訂することができる。ただし、その規格内に改訂の規定がある場合はこれに従う。また、すべての規格は、少なくとも年に1回は対応するIEC規格、JIS規格、ECALS辞書等との整合性等を確認し、必要に応じて速やかに改訂する。なお、規格の制定及び改訂状況一覧表を附属書Aに示す。

また、改訂の履歴を“解説”に記載する。

## 4.4 規格の廃止

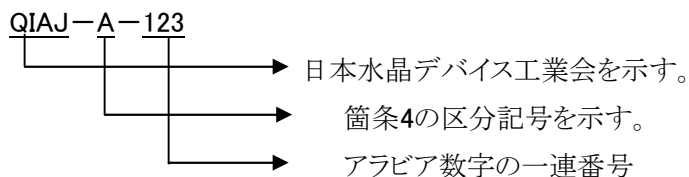
技術委員会で、不要と判断した規格を審議・検討の上、理事会の承認により廃止することができる。

- a) JIS規格などに制定され、QIAJとしては不必要と思われるもの。
- b) 他の規格と統合され、不必要となったもの。
- c) その他

## 5 規格の番号構成

### 5.1 規格の番号構成

規格の番号構成は、次による。



### 5.2 追補の番号構成

規格の追補に対する番号構成は、次による。

QIAJ-A-123 追補1 (又は、QIAJ-A-123 Amendmend 1)

ただし、省略して、QIAJ-A-123 Amd.1、又はQIAJ-A-123 A1と表してもよい。

## 6 規格の構成

### 6.1 規格の構成要素

構成要素は表2に示すように、a)前付け要素、b)規定要素、c)補足要素に分類される。

- a) **前付け要素** 前付け要素は、その規格を特定し、その内容、背景、制定・改訂の経緯及び他の規格との関係を説明する要素。
- b) **規定要素** 規定要素は、規格の守らなければならない事項。
- c) **補足要素** 補足要素は、その規定を理解又は使用を助けるための追加情報を示すもので、要求事項を含めてはならない。

表2 規格の構成要素

分類	要素	国際規格での対応英語
前付け要素	表紙(名称) 目次 まえがき 序文	Title page(title) Contents Foreword Introduction
一般的規定要素	技術基準の名称 適用範囲 引用規格	Title Scope Normative references
技術的規定要素	用語及び定義 [要求事項] 附属書(規定)	Terms and definitions [Requirements] Normative annex
補足要素	附属書(参考) 参考文献 解説	Informative annex Bibliography —

**注記** この表は構成要素の順位を表わす例であり、これらをすべて含む必要はない。

附属書(規定)もこれに準ずる。

## 6.2 序文

序文は、必要によりその規格の技術的内容、制定、改訂の理由などについて簡単に述べる。序文には、要求事項を含めてはならない。

## 6.3 適用範囲

規格が規定する内容の概要、及びその規格が適用できる限界を規定する。ただし、要求事項を規定してはならない。

## 6.4 用語及び定義

規格の中で用いる特定用語について、その内容を明確にする必要がある場合に、この要素を設ける。

## 6.5 附属書

附属書の作成は次による。

- a) 附属書(規定)がある場合には、“附属書(規定)”と明示して、本体のすぐ後ろに付ける。  
様式は、規格の本体に準じる。
- b) “附属書(参考)”とする場合は、本体の後[附属書(規定)がある場合は、その後]につける。附属書(参考)は、規格の理解又は補助するための追加情報であり、規定要求を含んではならない。  
なお、解説の序文冒頭に次のような文章を入れる。

例 “この附属書は、………について記載するもので、規定の一部ではない。”などのように序文に記載する。

- c) 附属書には、“附属書A”のように一連記号を付ける。

例 附属書A(規定)、附属書B(規定)、附属書C(参考)、など。

## 6.6 解説

解説は、“解説”と明記して本体の後(附属書がある場合はその後)に付ける。解説は必要に応じて付けるものであって、解説には要求事項を含めてはならない。  
なお、解説の冒頭に次のような文章を入れる。

例 “この解説は、本体及び附属書に関連する事柄を説明するもので、規定の一部ではない。”などのように記載する。

## 7 文書の組成

文書の組み立ては、規定する内容及び規模に応じて、表3に示す区分けを選んで組み立てる。

表3 文章の区分け

呼び方	番号付けの例	国際規格での対応英語
章 <sup>1)</sup>	第1章	Section
箇条 (1段階)	1	Clause
細分した箇条 (2段階)	1.1	Subclause
細々分した箇条 (3段階)	1.1.1	Subclause
段落	番号は付けない区分	Paragraph
細別 (1段階)	a)	—
細分した細別 (2段階)	1)	—
細々分した細別 (3段階)	1.1)	—
附属書	附属書A(規定)	Annex

注<sup>1)</sup> 章は、特別な場合にだけ用いる。

### 7.1 章

章の記載は、次による。

- a) 特別に大きな内容で、幾つかにまとめるほうが都合のよいときにのみ用いる。
- b) 章の箇条番号は、箇条番号の最初の数字を章の番号と同じにする。

### 7.2 箇条

箇条は、“適用範囲”を箇条1として附属書の前まで番号を順につける。

- a) 箇条には題名をつけるのが望ましい。
- b) 箇条には、アラビア数字を用いたポイントシステムによる番号を付ける。その段階の大きさは、一般に3段階までに押さえるのがよい(表3参照)。
- c) 附属書の箇条には、表3の番号の前に附属書の一連記号を付ける。

例 附属書Aの箇条は、“A.1”、“A.2”、“A.1.1”のように番号を付けるが、細別番号には付けない。

### 7.3 段落

段落は、読みやすくするために、箇条や細別のように番号を付けず、文章の前後に行スペースを持たせた文章の小区分をいう。

### 7.4 細別

一つの箇条の中に多数の個々の規定を含み、これらを取り出して列記する場合には、細則とする。

- a) 細別符号は、“a”から始まるアルファベットの小文字に片括弧を付ける。
- b) さらに細分化の必要がある場合は、表3の2～3段階細別符号“1)、1.1)など”を用いる。

## 7.5 図

図の記載は、次による。

- 図には、1から始まるアラビア数字で、“**図1**”、“**図2**”のように番号を付ける。図の細区分は一段階だけとし、“**a)**”、“**b)**”のように細分図の番号にはアルファベットの小文字を用いる。  
附属書の場合は、“**図A.1**”、“**図A.2**”のように附属書の記号を頭に付ける。  
なお、写真は図として扱う。
- 図の番号と題名は、図の下の中央に太文字で横書きをする(下図例を参照)。

例

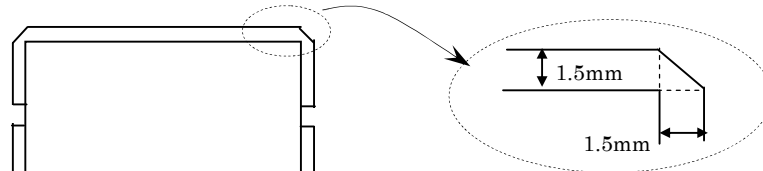


図 1 平面図の例

- 図には“**図**”と“**付図**”があるが、規格の構成上特に取り出して本文の後に付けるときは“**付図**”とする。付図の場合は、構成上必ずしも番号を付けなくてもよい。

## 7.6 表

表の記載は、次による。

- 表には、1から始まるアラビア数字で、“**表1**”、“**表2**”のように番号を付ける。  
附属書の場合は、“**表A.1**”、“**表A.2**”のように附属書の記号を頭に付ける。
- 表の番号と題名は、表の上の中央に太文字で横書きする(表3を参照)。
- 表には“**表**”と“**附表**”があるが、規格の構成上特に取り出して本文の後に付けるときは“**附表**”とする。附表の場合は、構成上必ずしも番号を付けなくてもよい。

## 7.7 引用符号

引用符号“ ”は、語句を引用する場合、又は文字、記号、用語などを特に明らかにする必要がある場合に用いる。

なお、かぎ括弧“**「**”は用いない。

## 8 規格票の大きさ及びその体裁

規格票の大きさは、A4(210×297mm)とし、その体裁は、**附属書B**による。

## 附属書 A (参考)

### QIAJ 技術基準の制定及び改訂状況一覧表

#### 序文

この附属書は、本体に規定した規格の改訂を補足するもので、規定の一部ではない。

#### A.1 一覧表

制定及び改訂状況並びに対応する規格等の一覧を表 A.1 に示す。

表 A.1 QIAJ 技術基準の制定及び改訂(改正)状況一覧表

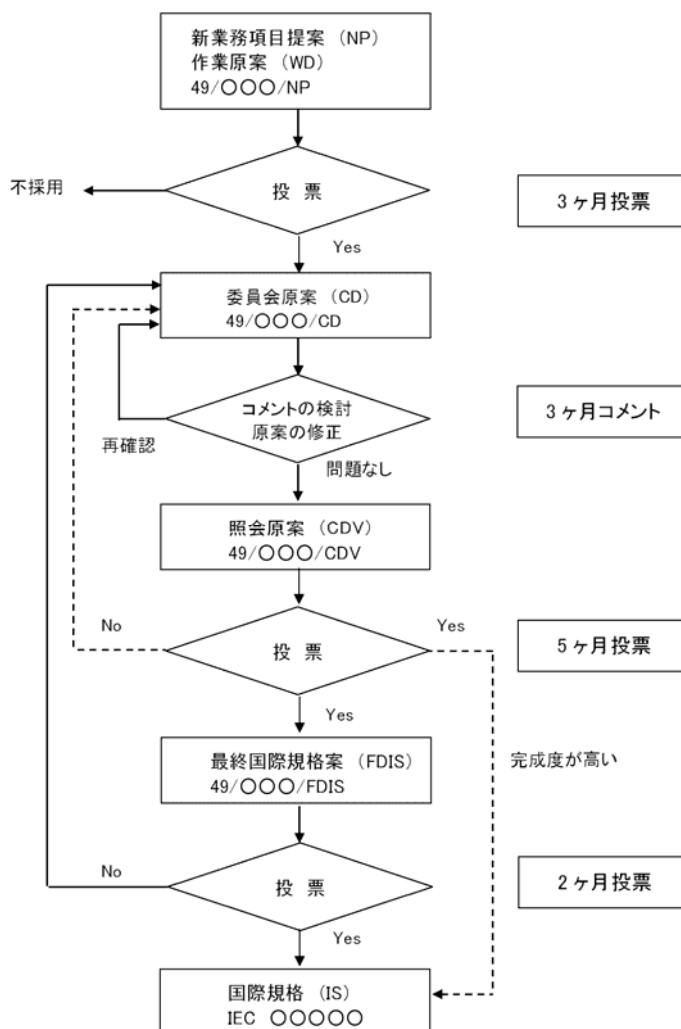
(2010.8.25 現在)

技術基準番号 (制定日)	名称	改訂基準	対応規格等の (制定)状況	審議担当	
QIAJ-A-001 (2010.7.28)	技術基準票－通則および様式	随時	—	技術委員会	
QIAJ-B-001 (2010.3.24)	表面実装型水晶製品に関する 外形寸法及び端子接続基準	全面改訂 1回/5年 追補 1回/年	IEC61240.Ed1 (1994) QIAJ 技術基準をベースに Ed.2 へ改定作業中 (CDV)	技術委員会	
QIAJ-B-003 (1994.9.15)	表面実装型 水晶デバイス現品表示基準	随時	—	技術委員会	
QIAJ-B-006 (1999.3.1)	アクティブティディップの定義と 規格基準	IEC に 整合させる	IEC60444-7.Ed1 (2004)	測定法 小委員会	
QIAJ-B-007 (2005.12.22)	弾性表面波デバイス用単結晶 －規格と利用ガイダンス－	IEC に 整合させる	IEC62276.Ed1 (2005) Ed.2 へ改定作業中 (CDV)	材料委員会	
QIAJ-B-008 (2002.2.7)	表面実装型水晶振動子の 測定用具基準	IEC に 整合させる	IEC60444-8.Ed1 (2003)	測定法 小委員会	
QIAJ-B-009 (2003.2.6)	用語－光学用デバイス	随時	—	技術委員会	
QIAJ-B-010 (2005.12.22)	200kHz 以下の水晶振動子通則	IEC に 整合させる	IEC60689.Ed2 (2008)	水晶振動子 及び 測定法 小委員会	
QIAJ-B-011 (2006.5.29) 英訳版有	水晶発振器と SAW 発振器の 位相ジッタ測定法ガイド	IEC に 整合させる	IEC/PAS60679-6 (2008) IS へ改定作業中 (FDIS)	測定法 小委員会	
QIAJ-B-012 (2010.3.24)	用語－水晶振動子・水晶発振器・ 水晶フィルタ	ECALS に 整合させる IEC・JIS 併記	ECALS ver.11.1 (2009.11) JIS C 6701 (2007) JIS C 6703 (2008) JIS C 6710 (2007)	IEC60122-1.Ed3 (2002) IEC60679-1.Ed3 (2007) IEC60368-1.Ed4 (2000)	技術委員会
QIAJ-B-013 (2008.6.25)	リードレス水晶振動子用負荷容量 アダプタの容量校正方法	随時	—	測定法 小委員会	

注記 表 A.1 の補足のため IEC 文書の略語および標準化作業フローチャートを表 A.2 と図 A.1 に示す。

表 A.2 プロジェクトの段階とその関係文書

プロジェクトの段階	関連文書	
	文書の名称	略語
0. 予備段階	予備業務項目 (Preliminary work item)	PWI
1. 提案段階	新業務項目提案 (New work item proposal)	NP
2. 作成段階	作業原案 (Working draft)	WD
3. 委員会段階	委員会原案 (Committee draft)	CD
4. 照会段階承認	投票用委員会原案 (Committee draft for Vote)	CDV
5. 承認段階	最終国際規格案 (Final Draft International Standard)	FDIS
6. 発行段階	国際規格 (International Standard)	IS



には文書 (Document) 番号が入る

図 A.1 IEC の標準化作業フローチャート

## A.2 廃版の履歴

すでに廃版した規格の履歴を表 A.3 に示す。

表 A.3 廃版の履歴

(2010.8.25 現在)

技術基準番号 (制定日)	名 称	備考
QIAJ-B-001A (1999.6.10)	表面実装型水晶製品に関する外形寸法及び端子構造基準	QIAJ-B-001 (2004.3.9) に統合
QIAJ-B-001A 追補 1 (2000.7.13)	表面実装型水晶製品に関する外形寸法及び端子構造基準	
QIAJ-B-001 追補 2 (2001.4.13)	表面実装型水晶製品に関する外形寸法及び端子構造基準	
QIAJ-B-001 追補 3 (2002.3.7)	表面実装型水晶製品に関する外形寸法及び端子構造基準	
QIAJ-B-001 追補 4 (2003.2.6)	表面実装型水晶製品に関する外形寸法及び端子構造基準	
QIAJ-B-001 (2004.3.9)	表面実装型水晶製品に関する外形寸法及び端子接続基準	QIAJ-B-001 (2007.3.24) に統合
QIAJ-B-001 追補 1 (2005.12.22)	表面実装型水晶製品に関する外形寸法及び端子接続基準	
QIAJ-B-002 (1993.7.1)	表面実装型水晶製品の外形寸法基準	QIAJ-B-001A (1999.6.10) に統合
QIAJ-B-004 (1995.4.28)	表面実装小型 TCXO 個別仕様書(4 端子)	
QIAJ-B-005 (1995.4.28)	表面実装小型 TCXO 個別仕様書(6 端子)	
QIAJ-B-101 (2001.2.7)	技術基準票の様式	QIAJ-A-001 (2010.8.25) に統合

## 附属書 B (参考) 規格票の大きさ及びその体裁

### 序 文

この附属書は、表紙及び裏表紙を除く規格票の体裁について記載するもので、規格の一部ではない。

### B.1 様式

様式は次による。

#### a) 文書作成ソフト

Microsoft Word を用いる。

#### b) フォント

日本語は MSP 明朝、英数字は Century を用い、フォントサイズ 10.5pt を基本とする。また、英数字は半角文字とし、通常は全角英数文字を使用しない。ただし、表及び図内のフォントはこれによらない。

#### c) ページ設定

Microsoft Word ファイルのページ設定は次による。

- 1) 行数の設定は 37 行、行送りは 1 行 18pt とする。
- 2) 余白の設定は、上 28mm、下 28mm、左 30mm、右 30mm とする。
- 3) ヘッダー・フッターの設定は、用紙の端からの距離をヘッダー 15mm、フッター 7mm とする。  
書式は MSP 明朝、フォントサイズは 10.5pt とするが、“QIAJ-A-×××”と“QIAJ 技術基準”は MSP ゴシックとする。  
また、“技術委員会”と“日本水晶デバイス工業会”はレイアウトの都合で 10pt の特別設定とする。

#### d) 字配り

本文、注、注記及び例の字配りは図 B.1 による。

#### e) 太字(MSP ゴシック)

次に示すものは MSP ゴシックを使用する。

- 1) 技術基準の名称(表題)。ただし、日本文を 16pt、英文を 12pt とする。
- 2) 規格番号。
- 3) 組織の略称。  
例 QIAJ、IEC、JIS など
- 4) 箇条・注記・参考・附属書・図・表のそれぞれの番号、並びに細別符号中の数字及びアルファベット。
- 5) 見出しとしての“注”、“注記”、“例”、“図”、“付図”、“表”、“付表”、“単位”、“附属書(規定)”、“附属書(参考)”、“解説”、“目次”および“索引”の文字。
- 6) 題名の文字。ただし、注・注記・例・表の中の題名文字は、通常、太字としない。
- 7) その他、特に目立たせたい文字、数字、記号など。







## 技術基準票作成ガイダンス 解 説

この解説は、本体及び附属書に関連する事柄を説明するもので、規定の一部ではない。

### 1 制定の趣旨

技術基準の制定内容、改訂に関する規定の明確化及び技術基準票の様式をできる限り標準化して規格の構成や様式の共有化を図ること、また規格の見やすさと作成の作業性向上を目的としてこの基準を作成した。なお、作成にあたっては国際規格である IEC 規格や日本工業規格の様式になるべく準拠するよう努めた。

### 2 制定の経緯

1991年アナログ方式の携帯電話機「mova」の発売を期に、水晶デバイスもSMD化の方向へ大きく舵をきった。その後各社は、様々な寸法のSMD製品を実現し世に出してきたが、その種類の多様さに顧客の混乱もあり、QIAJ技術委員会では、水晶振動子・水晶発振器・水晶フィルタの各社のSMD製品の寸法を持ち寄り、外形寸法と端子接続の標準化を図ることとなった。

(QIAJ-B-001:「表面実装型水晶製品に関する外形寸法及び端子接続基準」発行)

その後、表示基準やTCXOに関する個別仕様書(QIAJ-B-004:「表面実装小型TCXO個別仕様書(4端子)」およびQIAJ-B-005:「表面実装小型TCXO個別仕様書(6端子)」)を制定し、QIAJ各社の顧客視点による整合や標準化を目的として、技術基準を作成した。さらにこの頃から、日本国内だけでなく国際的な標準化活動が活発となり、IECやJISとの標準化活動へと進展していった。

1999年に行った表面実装型水晶製品の外形寸法標準化に関しては、QIAJの技術基準票に係わる様式が未制定のため、規格作成の都度、記載様式に若干の差異を生じてしまうことなどにより、様式の一部について見直し検討を行い、さらに2001年にQIAJ-B-101:「技術基準票の様式」を制定した。しかし、これには制定内容などの規定がなかったため、2006年 5月に「QIAJ技術基準作成要領」を作成した。

今回、技術基準の制定、改訂および廃止に関する規定なども必要であるとの要求から「QIAJ-B-101」及び「QIAJ技術基準作成要領」の内容を含め、技術基準全般について「QIAJ-A-001:技術基準票作成ガイダンス」としてまとめることにした。

### 3 審議中問題となった事項

今回のQIAJ-A-001の制定審議で問題となった事項は、次のとおりである。

- a) **規格の種別**(本体の4.2) 規格の番号の区分記号は、“B”と“F”しかなく“B”は001がすでに使用されていたため、本規格が本来最初にあるべき規定にも関わらず番号が後にならざるを得なく、違和感が生じるとの意見が出された。また、“B”と“F”の意味合いも不明だったので、改めて“A”、“B”とアルファベット順に区分を制定し、本規格はQIAJ-A-001とすることにした。なお、“F”としていた技術資料、技術関連資料については、技術基準のガイダンスに合わせて

作成することは困難であり、またその必要もないと考えて、技術基準としては扱わないことにした。

- b) **規格の改訂**(本体の4.3) 規格の見直しを確実にを行うため“少なくとも年に1回は対応するIEC規格、JIS規格、ECALS辞書等との整合性等を確認し、必要に応じて速やかに改訂する”という文言を入れることにした。また、改訂の履歴を“解説”に入れることを明記した。
- c) **附属書A(参考)QIAJ技術基準の制定及び改訂状況一覧表** QIAJ技術基準の改訂については、対応する他の規格(IEC、JIS、ECALS等)の改正状況などにも影響をうけることから、それらを含めた進捗状況が分かりやすいように、一覧表を作成することにした。また、この中にIECにおける略語や作業内容が表記されていることから、注記としてこれらの内容を補足した。さらに、廃版の履歴も残るようにし、これらを附属書Aとした。
- d) **附属書B(参考)規格票の大きさ及びその体裁** 規格票の文字のフォントは、MS明朝およびMSゴシックを規定していたが、見やすさ等を考慮しMSP明朝およびMSPゴシックに変更した。また、全体の体裁について、JIS Z 8301が2008年に改正になっているので、できる限りこれに準じて内容を変更した。

#### 4 制定内容の補足事項

- a) **附属書 A の表 A.1 「QIAJ 技術基準の制定及び改訂(改正)状況一覧表」**で対応している国際規格等がある場合は、附属書として、国際規格等と QIAJ 基準との相違点について対比表を記載することが望ましい。
- b) **規格票の表紙** 規格票の表紙の体裁は、解説図 1 による。

Q I A J	技 術 基 準	QIAJ-A-001
	技術基準票作成ガイダンス	2010-08, E1
		技 術 委 員 会

### General guidance of QIAJ Technical Standards

2010年 8月 25日 制定<sup>1)</sup>

**日本水晶デバイス工業会**

注<sup>1)</sup> 制定日は原則、QIAJ 理事会において承認を受けた日とする。また、改訂の場合は、“制定”年月日の欄に最新の制定年月日を記載し、“制定”を“改訂”と改める。

解説図 1 表紙の例

## 5 技術委員会構成表

本規格作成時の技術委員会構成表を次に示す。

### 技術委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	土金真栄	日本電波工業(株)
(委員)	遠藤秀男	エプソントヨコム(株)
	後藤正彦	京セラキンセキ(株)
	山田浩	九州電通(株)
	桜井光正	シチズンファインテックミヨタ(株)
	照山浩一	セイコーインスツル(株)
	佐々木孝志	(株)ソラチ・クォーツ
	岡本幸博	(株)大真空
	日向義雄	東京電波(株)
	仙波清隆	日興電子(株)
	上村敬一	パナソニック セミコンダクターディスクリートデバイス(株)
	雨宮正人	リバーエレテック(株)
(事務局)	有田啓介	日本水晶デバイス工業会
	三澤弘美	日本水晶デバイス工業会